

2022年8月24日

〒100-0004

東京都千代田区大手町一丁目1番2号

大手門タワー

西村あさひ法律事務所

FAX: 03-6250-7200

株式会社ナガホリ

代理人弁護士 太田 洋 先生

同 佐々木 秀 先生

同 石崎 泰 哲 先生

同 山本 晃 久 先生

同 瀬川 堅 心 先生

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

有楽町電気ビル南館5階552

弁護士法人ニューポート法律事務所

リ・ジェネレーション株式会社

代理人弁護士 戸田 裕典

同 鈴木 多門

電話 03-6435-5689

FAX 03-6435-5699

回答書 兼 質問状 兼 要望書(6)

前略

当職らは、リ・ジェネレーション株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、株式会社ナガホリ（以下「貴社」といいます。）の代理人である貴職らより受領した、2022年8月5日付「回答及び質問状（7）」と題する書面（以下、単に「質問状（7）」といいます。）について、必要と認められる範囲で回答するとともに、貴社の各質問状等に係るリリースに対し、引き続き厳重に抗議させていただきます。

また、当社としては、依然として、貴社が当社からの2022年7月28日付「回答書 兼 質問状 兼 要望書(5)」（以下「回答書(5)」といいます。）の各質問・要望事項に対し十分なご回答ないしご対応をいただけていないと認識しております、かつ、意図的に回答を避けられている事項も散見されますため、「株主共同の利益」に資するとの観点から、改めて各質問事項等について要請させていただきます。

なお、回答を拒否されるのであれば拒否されるでも構いませんが、一括回答の体を装って、

質問自体が無かったかのように、はぐらかすことだけはお止めいただき（当社の回答内容に対し、貴社において不満があるか否かの点はさて置き、当社は貴社からの質問に対し、項目ごとに整理して網羅的に対応するよう心がけており、質問項目それ自体を無視する等という不誠実な対応はしていないと認識しております）、当社に対して回答が不十分であると強弁なされる以上、貴社におかれても誠実に全ての質問事項等に対して網羅的にご回答ないしご対応いただくよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

以下、特に断りのない限り、当社のこれまでの書面にて使用した略語を本書面においてそのまま使用させていただきます。

1 質問状（7）の1（1）（法令遵守状況について）

貴社は、当社に対し、過去の決算公告等の義務の不履行を論難する一方、当社が回答を求めている貴社大株主であり、貴社代表取締役社長の長堀慶太氏が同じく代表取締役を務め、かつ、同人の住所地と本店所在地を一にする「長堀クリエイト株式会社」における、決算公告等の義務の履行状況に関する質問（未回答事項1①及び未回答事項1② ※便宜的に回答書（5）における未回答事項等の後に1を付します。）に対し、その回答を拒否されるとともに、当社の質問が論点をずらして回答を拒絶ないし遅延しようとするものであり、貴社が逐一説明・反論することは却って、当初からの経緯と問題の所在を曖昧にすると理由から、回答を拒否されています。

しかしながら、当社は、回答書（1）で当社の決算書等の財務内容に関する資料の提出については応じかねますとご回答差し上げておりますので、既に回答済みであり、回答を拒絶ないし遅延しよう等としておりません。また、当社は何も無理な要望・非常識な要望をしているわけではありません。普通の感覚からして、自らないし身内が支配する会社（しかも、貴社の大株主である会社）の法令違反（の可能性）については不問としつつ、他の大株主における全く同内容の法令違反に対して、非難・問題視されるというの意味が分かりませんし、貴社の説明には到底納得することができません。しかも、当社が求める「長堀クリエイト株式会社」に関する未回答事項①については、「はい」か「いいえ」で回答できる類の質問であり、「逐一説明・反論」を求めるものではありませんし、何より、貴社代表取締役である長堀慶太氏自らが認識されている事実を問うているに過ぎず、何ら貴社が調査に時間やお金をかける必要もないですから、それすら回答ができないというのは、全く筋が通らない話であると考えます。

加えて、この点については、貴社の一大株主に関する問題であるというに留まらず、上場会社である貴社のトップである代表取締役としての資質が問われる問題であります。すなわち、上場会社の代表者たる者、当該上場会社において厳格なコンプライアンス、適時適切な情報開示が求められる中、会社法を始めとする法令遵守、特に法定の情報開示規制の点に関して真摯であることが、重要な資質であることは説明するまでもありません。

そのため、貴社の代表取締役である長堀慶太氏において、自らが代表を務め、かつ貴社大株主でもある「長堀クリエイト株式会社」の決算公告義務の遵守状況の確認を求めること、そして、万が一これに違反していた場合、同氏がどのような認識をお持ちであるのかは、同氏が貴社のトップとして相応しい資質を備えているか、その確認を行う上で極めて重要な事項となります。

したがいまして、何卒、未回答事項①及び未回答事項②に対するご回答を、よろしく
お願ひいたします。

2 質問状（7）の1（2）（重要提案行為について）

既に過去の回答書において、何度も回答済みでありますので、これ以上は当社から回答を
要するものではないと考えております。もし、貴社において、当社代表とのご面談に応じて
いただけた場合にはその旨ご連絡をお待ちしております。

なお、貴社は、文中で「投資家の投資判断に重要と思われる事項については積極的に開示
して」いる旨自賛しておられますか、それであるならば、前記1の「長堀クリエイト株式会
社」の決算公告の点や、後述する、貴社子会社の仲庭時計店に関する当社からの質問事項に
つきましても、「株主共同の利益」のために、積極的に情報開示されるようお願いいたします。

3 質問状（7）の1（3）（Access Journalの信用性及び雑誌記者への情報リー クに関する質問について）

未回答事項③ないし⑥について、いずれも積極的に否定も肯定もせず、回答を拒否され
るという認識でよろしいでしょうか。貴社は同項において縷々述べられておりますが、当社
からの各質問事項に対し、真正面から回答されていないと言わざるを得ません。

繰り返しになりますが、回答を拒否されるのであれば拒否されるでも構いませんが、一括
回答の体を装ってはぐらかすことだけはお止めいただき、当社に対して回答が不十分である
と強弁なされる以上、貴社におかれても誠実に全ての質問事項等に対して網羅的にご回答な
いしご対応いただくようお願い申し上げます。

一方で、貴社は、当社と大場氏の繋がりに関する報道について、Access Journal
以外にも複数の記事が存在することを指摘し、貴社がAccess Journal
を唯一の情報源ではないとして、当社からの質問（未回答事項③及び未回答事項④）はその
前提を欠く旨述べられております。当社としては、これまで貴社が、Access Journal
の記事のみを指摘されていたため、そのように認識しておりましたが、（その適示
開示の当否の点はさて置き）貴社が複数の報道を参考にされた上で、2022年5月9日付「質
問状（4）」において、当社に質問をされていたということであれば、当社の誤解というこ
とになりますので、その場合には、大変失礼いたしました。

なお念のためお尋ねしますが、貴社が指摘されている上記Access Journal
以外の記事は、それぞれどのような媒体で何年の何月何日に公表されたものでしょうか（追
加質問事項2①）。

その点、貴社は、2022年5月9日付「質問状（4）」において、初めて大場氏との関係性
について当社にご質問されたものと認識しておりますが、Access Journalの
記事以外に、いつどのような内容の記事を「情報源」とされて、貴社が上記質問状（4）を
当社に送付すると共に、貴社ホームページに開示されるに至ったのか確認いたしたく、追加
的にご質問させていただく次第です。

4 質問状（7）の1（4）追加質問事項について

（1）仲庭時計店について

貴社は、当社からの貴社子会社である仲庭時計店についての各質問事項等（追加要望事項1③、追加質問事項1①及び②）に対し、独立監査人の監査も受けた上で、法令に従って有価証券報告書で開示しており、これ以上の開示の必要性がない旨述べられております。

率直に申し上げて、貴社のこの回答には驚愕いたしました。

貴社はこれまで、再三再四、「株主共同の利益」のためであると述べ、当社に対し回答を執拗に求める一方、貴社ご自身のことに関しては「投資家の投資判断に重要と思われる事項については積極的に開示して」いる旨自賛されていたところ、上記回答は、「法令で定められた最低限の開示を行っている以上、何が悪いのだと。」と開き直ったご発言をされているというほかなく、この貴社における態度は、矛盾を通り越して背理であるというほかありません。

しかも、回答書（5）において、当社がわざわざ具体的に金額まで示した上で回答を求めているにもかかわらず、「開示の合理的な必要性」について、改めて当社に説明を求められているというのも全く意味が分かりません。逆にお尋ねしますが、貴社100%子会社である仲庭時計店の業績について、貴社経営陣におかれでは、貴社グループの連結及び個別業績に与えるインパクトは小さいとお考えなのでしょうか。しかも、貴社本体から仲庭時計店に対して、その損失補填のために資金的な援助がなされると挙げられ、貴社のキャッシュ・フローに与える影響も無視できません。したがって、同社の損失は貴社における損失、引いては貴社株主が被った損失と捉えても何ら遜色なく、その損失発生の原因が貴社株主の関心事であること、貴社株式の投資判断に当たり、株主としてしっかりと把握すべき事象であることは説明するまでもないことです。

それに加えて、仲庭時計店の事業規模や事業内容に鑑みても、1億円を超えるような損失額が計上されるというのは異常であり、通常では考えられない規模の損失額でありますので、その点からも貴社株主としては同社の実態を把握する必要があります。

以下、念のため、貴社の連結当期純損益（及びそれに占める割合）を追記した上で「回答書（5）」で示した数値を再掲します。

（2018年3月期）

貴社の関係会社支援損	： 171,884 千円
うち仲庭時計店に対するもの	： 131,000 千円
仲庭時計店の当期純損益	： 154 千円（0.27%）
貴社連結純損益	： 57,046 千円

（2019年3月期）

貴社の貸倒引当金繰入額	： 157,000 千円
うち仲庭時計店に対するもの	： 157,000 千円
仲庭時計店の当期純損益	： ▲ 81,906 千円（▲61.31%）

貴社連結純損益 : ▲133,590 千円

(2020年3月期)

貴社の貸倒引当金繰入額	: 36,020 千円
うち仲庭時計店に対するもの	: 36,020 千円
仲庭時計店の当期純損益	: ▲119,754 千円 (▲114.56%)
貴社連結純損益	: ▲104,530 千円

(2021年3月期)

貴社の貸倒引当金繰入額	: 222,880 千円
うち仲庭時計店に対するもの	: 123,280 千円
仲庭時計店の当期純損益	: ▲123,211 千円 (▲37.16%)
貴社連結純損益	: ▲331,577 千円

(2022年3月期)

貴社の貸倒引当金繰入額	: 26,300 千円
うち仲庭時計店に対するもの	: 26,300 千円
仲庭時計店の当期純損益	: ▲ 25,637 千円 (▲15.64%)
貴社連結純損益	: 163,921 千円

以上、仲庭時計店における損益の状況は、貴社の連結及び個別業績に与えるインパクトが大きく、また、仲庭時計店の損失額は同社の事業規模及び事業内容からして異常なまでに多額のものとなっていることから、「株主共同の利益」のため、以下の諸点につきご回答ないしご対応いただきますよう、改めてお願ひいたします。

① 2018年3月期以降の仲庭時計店の各損益計算書をご開示ください。

(追加要望事項 1③)

② 2019年3月期以降の仲庭時計店の各損益計算書における多額の損失計上の理由

※事業年度ごと、具体的にご説明ください。(追加質問事項 1①)

③ 2018年3月期以降より、貴社において仲庭時計店に対する多額の貸倒引当金繰入額(ないし関係会社支援損)を特別損失として計上するに至った理由

※事業年度ごと、具体的にご説明ください。(追加質問事項 1②)

(2) 「招集ご通知 補足資料」について

貴社は、当社の追加要望事項 1④及び⑤を拒否されつつ、補足資料中に記載した「32.4%」の内訳の開示(追加質問事項 1③)についてすら、「開示することは想定しておりません」とだけ述べて、拒否されております。

しかしながら、一方的に数値を示されただけでは、当社の立場として、何も述べることができません。すなわち、当社は上記数値の検証作業の機会すら与えられず、事実上、反論の機会を奪われているに等しいものです。そのような内訳も何らの根拠も示さないまま、一方

的かつ断定的な形で数値を公表し、他の一般株主の不安を煽るというのは非紳士的な行為であり、また、不正確な憶測情報に基づいて一般株主の誤導を招く危険性を孕んだ行為でもあり、上場会社の開示として不適切であるというほかありません。

したがいまして、当社は、補足資料中に記載した「32.4%」の内訳の開示を含む追加質問事項1③ないし⑦への回答を引き続き貴社に求めるとともに、今もなお貴社HP上にて開示され続けている一般株主を誤導させる上記「リ・ジェネレーション及び布山氏らの関係性」と題する関係図の削除ないし訂正を直ちに行うこと（追加要望事項1④）、そして、一般株主の誤解を解くべく、削除ないし訂正を行った旨の開示（追加要望事項1⑤）を行うことを求めます。

5 質問状（7）の1（5）その他の事項

（1）外部専門家報酬（令和5年第1四半期計上額92百万円）について

貴社及び貴職らは、質問状（6）において、貴社と貴職らとの間の委嘱契約の内容について、「現在進行中の案件であり、具体的な費用につきましては、支払総額、支払時期等がまだ確定して」いないことを理由に開示することを想定していない旨回答し、開示を拒否されておりました。

そして、この度、貴社は、2022年8月10日付「特別損失の計上及び令和5年3月期第2四半期（累計）の業績予想の修正に関するお知らせ」と題するリリースにおいて、令和5年3月期第1四半期において、今回の貴社株式の大規模買付行為等への対応及び関連する株主対応等の費用として、アドバイザリー費用92百万円を特別損失に計上した旨公表しております。

その点、貴社の今期の通期連結業績予想は、営業利益400百万円、経常利益350百万円、当期純利益200百万円に過ぎないところ（しかも、毎期下方修正が繰り返されていることも付言します。）、第1四半期末の時点で、既に92百万円もの高額なアドバイザリー費用が発生しているというのはこれもまた異常であると言わざるを得ません。繰り返しになりますが、その金額的妥当性の点も含め、それが真実、貴社の利益ひいては株主共同の利益に資するものであるか、それとも現経営陣の保身のために無駄に費やされたものであるか、それは実質的に当該費用を負担することとなる貴社の株主において判断されるべき筋合いの事柄であり、貴社経営陣が判断すべき筋合いの事柄ではございません。

したがいまして、当社としては、「株主共同の利益」の観点から、貴社に対して引き続き貴社と貴職らとの間の委嘱契約内容の開示を求めるとともに（要望事項1①）、第1四半期末以降の貴社から貴職らへ対する委嘱契約に係る報酬として確定済みの金額についての開示を求めます（要望事項1②）。

さらに、上記第1四半期においてアドバイザリー費用92百万円はあまりに高額に過ぎ、おそらく貴職らへの報酬以外の費用も多分に含まれているものと拝察いたします。そこで、貴社の今期業績に与える影響も甚大であることを踏まえ、上記費用の項目別の内訳及び当該項目ごとの委嘱業務の内容について、「株主共同の利益」の観点から、ご説明いただくことをお願ひいたします（追加要望事項2①）。

なお、貴社は、令和5年3月期第2四半期（累計）の連結当期純利益予想について、+40百万円から▲35百万円へと▲75百万円の下方修正を行いつつ、通期の連結当期純利益予想

については、200 百万円のまま修正しておりません。これは言うまでもないことですが、貴社において、有価証券上場規程 405 条及び同施行規則 407 条各号に定める基準に則り、業績予想に差異が生じた場合には、直ちにその旨開示されるよう何卒よろしくお願ひいたします。

(2) 中期経営計画について

貴社は、同項において、「当社は、当社の注記経営計画の詳細を開示することを決定しておりますが、開示の日時や方法については、引き続き検討しております。」とだけ述べるに留まり、未回答事項 1 ⑦ないし⑯に対する各質問事項に対する回答をはぐらかしております。

特に、回答書（5）において、当社が注意的に記載させていただいた「飽くまで当社が求めているのは、当社が要望する以前から、既に存在していたと貴社が説明されている「中期経営計画」であって、当社の要望を受けて新たに用意されるものではありません。したがつて、貴社において「適切な時期」、「適切な方法」といった事項を今さら検討する余地はございません。当社が一番知りたいのは、下方修正を繰り返されてきた貴社において、これまで、貴社経営陣がどれだけの精度で事業計画ないし業績予想を策定してこられたのか、また、実績との差異原因が一体どこにあったのか、といった点にありますので、先ずは既に存在していた「中期経営計画」を、（何ら手を加えない形で）速やかに開示することを求めていたことを十分ご理解ください。」とのコメントに対し、貴社が何ら触れられていないこと、さらに、「貴社の第 60 期及び第 61 期の各事業報告の「対処すべき課題」において、貴社が「中期経営計画」をご説明されている部分を、具体的にお示しください。」（未回答事項 1 ⑯）との質問についても、そもそも貴社が「中期経営計画」について各事業報告に記載されていると説明されている以上、具体的にどこの部分（文章）を指してそう説明されているのかご教示いただきたい、ただそれだけのことあります。

以上の貴社の中期経営計画（※当社の指摘を受けて新たに用意されるものではなく、それ以前から作成済みであったと貴社がご説明されたもの）に対する質問への回答を、不自然なまでに避ける姿勢は、貴社経営陣において、真実、中期経営計画が策定されていたのかどうか、それすら疑わしいと言わざるを得ません。繰り返しになりますが、当社は、貴社経営陣のこれまでの貴社の将来計画の策定・実行・分析のプロセスに問題があり、それが貴社の株価を長きに亘って低迷状態に陥らせていた主たる要因の一つであると考えております。

大株主から指摘を受けて作成されるのは現経営陣としては当然のことであり、既に遅きに失するものですから、今さらそれに応じられたとしても評価するに値しません。しかも、仮にそれが、外部に依頼し多額の費用をかけてまで作成されたものであるとすれば、それは無駄であるというに留まらず、むしろ株主にとっては害悪でさえあるということを申し添えます。

そこで、未回答事項 1 ⑦ないし⑯の回答の前に、真実、当社がその有無についてお尋ねする以前から中期経営計画が貴社において実際に策定されていたのかどうか、先ずはその点をピンポイントでご回答ください（追加質問事項 2 ②）。さらに、仮に当社の指摘を受ける前から中期経営計画が策定されていたと強弁されるのであれば、最低限、なぜそれを開示することができないのかその点のご説明をお願いいたします（未回答事項 1 ⑬）。

(3) ウルフ村田こと村田美夏氏について

貴社ご指摘のとおり、回答書（5）におけるウルフ村田こと村田「夏美」氏との記載は、村田「美夏」氏の誤記であります。この点については、不正確な回答であったことをお詫びいたします。

(4) その他の事項

貴社は、前記リリース及び質問状（6）において、先の定時株主総会における質疑応答の中で回答済みであり、株主の皆様にご理解いただけているのでこれ以上の回答は不要であるといった趣旨の記載が認められますが、当社を含め一般の株主が納得できる説明が尽くされているとは、到底、評価できる内容のものではないと考えます。また、貴社はこれまで、再三再四、「株主共同の利益」のために、当社とのやり取りについて継続的に開示している旨述べられておりますが、一部の株主のみが会場出席した定時株主総会において回答済みであるから、もう書面で回答・開示する必要がないと説明する貴社の今回の対応は、上記「回答書（4）」の開示の遅れも含め、従来の貴社の姿勢と矛盾を来すどころか、多くの一般株主を軽視した対応と言わざるを得ません。

定時株主総会に出席することが出来なかつた大多数の株主の参考に資するため、ひいては「株主共同の利益」のため、定時株主総会における質疑応答の内容について、貴社HPにて開示することを求めます（追加要望事項1②）。

6 質問状（7）の2（1）（マイルストーンマネジメントについて）

（1）当社代表尾端とマイルストーンマネジメント代表島崎氏との関係について（①）

尾端と島崎氏との間に、関係はありません。

（2）当社代理人戸田弁護士とマイルストーンマネジメント代理人大下弁護士との関係について（②）

貴社及び当社の件につきまして、戸田弁護士と大下弁護士との間に、関係はありません（貴社及び当社の件以外の、戸田弁護士と大下弁護士との面識の有無等につきましては回答を差し控えさせて頂きます。）。

（3）当社とマイルストーンマネジメントとの間での貴社株式の実質的共同取得の有無等について（③）

上記①及び②の回答のとおりであり、当社とマイルストーンマネジメントとの間で、貴社株式取得に関し、それぞれの代表者又は代理人を介して実質的に共同している事実はありません。

以上、2022年8月15日付「要望書（マイルストーンマネジメントの件）」（以下「要望書（2）」といいます。）でも回答させていただいたとおり、当社とマイルストーンマネジメントとの間で、貴社の大規模買付行為等への対応策で定義する「特定株主グループ」に該当することはありません。

また、要望書（2）にて説明したとおり、アサヒ衛陶株式会社（以下、単に「アサヒ衛陶」といいます。）における2022年1月19日ないし2月25日における尾端を含む経営陣交代

の中で、星野和也氏（以下「星野氏」といいます。）と尾端の関係は悪化しており、以降、貴社株式の買集めの件についてはもちろんのこと、その余のあらゆる事柄も含め、星野氏と尾端との間で何らの連絡すら取り合える状態になく、実際に連絡を取り合ってもおりません。したがいまして、マイルストーンマネジメントないし島崎氏と星野氏との間に、どのような関係があるのか当社は把握しておりませんが、貴社の推察どおり、仮にその両者に何らかの関係があったとしても、当社ないし当社代表の尾端が、星野氏ないし同氏と関係するような人物が支配する会社との間で、協同して貴社の株式の買集めを行うこと等あり得ません。

7 質問状（7）の2（2）（当社代表による他の法人活動について）

質問①ないし④に記載の各法人及び人物と当社代表尾端との関係性について、今回、貴社は、唐突にご質問されておりますが、如何なる関係性あるいは趣旨に基づいてお尋ねされているのか不明であり、これらの質問に対しては回答の必要性がないものと思料しますので、本書面での回答は致しかねます。なお、情報提供者が、貴社に対し、どのような情報を提供したのかわかりませんが、履歴事項全部証明書等を確認すれば把握できる事実以外で、回答の必要性について具体的にご教示いただければ、必要に応じてご回答させていただきます。

8 質問状（7）の2（3）（当社及び戸田弁護士と江川源氏との関係について）

当社及び戸田弁護士共に、江川源氏と交流及び面識はありません。

9まとめ

以上のとおり、貴社におかれでは、「株主共同の利益」のため、

「未回答事項 1①ないし⑩」

「追加質問事項 1①ないし⑦」

「追加質問事項 2①及び②」

「要望事項 1①ないし③」

「追加要望事項 1①ないし⑤」

「追加要望事項 2①」

の各事項につき、ご回答並びにご対応の程よろしくお願ひいたします。

草々